

全銀協 TIBOR 改革の実施について

一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関は、平成 26 年 4 月の業務開始以降、全銀協 TIBOR の信頼性・透明性の向上に向けて検討を進めて参りました。

特に、平成 25 年 7 月に IOSCO（証券監督者国際機構）から公表された「金融指標に関する原則」の遵守等に向けて、「より実取引に依拠した金融指標」等を実現するため、これまで 3 回にわたる市中協議を実施し、利用者の方々のご意見を確認させていただきました。

こうした一連の検討を踏まえ、今般、来る平成 29 年 7 月 24 日に、全銀協 TIBOR 改革を下記のとおり実施することといたしました¹。

記

<全銀協 TIBOR 改革の概要>

- ① 全銀協 TIBOR の名称、定義および公表レートの算出方法を変更せず、公表レートの算出根拠であるリファレンス・バンクの呈示レートの算出・決定プロセスを統一・明確化します。
- ② 公表時間を「当日正午まで」から「当日午後 1 時まで」に後ろ倒しします。
- ③ 平成 31 年 4 月第 1 営業日公表分から、2 か月物テナーを廃止します。
- ④ 平成 31 年 4 月第 1 営業日公表分から、個別リファレンス・バンクの呈示レートの同時公表を停止します。なお、個別リファレンス・バンクの呈示レートの公表方法等については、おってご案内いたします。

(ご参考：呈示レートの算出・決定プロセスの概要（日本円 TIBOR の場合）)

第 1 層	観測可能な無担保コール市場のデータを参照する層
第 2 層	観測可能な本邦オフショア市場および銀行間 NCD 市場のデータを参照する層
第 3 層	観測可能な NCD 市場（銀行間 NCD 市場にかかるものを除く）、大口定期預金取引、短期国債市場、GC レポ市場および OIS 市場のデータを参照する層
第 4 層	専門家判断の層

以 上

<全銀協 TIBOR 改革に関する照会先>

全銀協 TIBOR 運営機関 苦情・相談窓口 電話番号 03-6262-6788

電子メール contact@jbatibor.or.jp

※全銀協 TIBOR を参照する個別契約に関するご照会は、お取引金融機関までお願いいたします。

¹ 全銀協 TIBOR 改革および既存の全銀協 TIBOR 参照契約等に係る Q&A ならびに法的検討結果については、「第 3 回市中協議結果を踏まえた「全銀協 TIBOR 行動規範」等の一部改正および全銀協 TIBOR 改革の実施日等について」をご参照ください。

http://www.jbatibor.or.jp/news/Revision_of_CoC.html